

宿泊

日帰り

夜間



# 平川市子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の疾病等の理由により緊急一時的に家庭において児童を養育することが困難となった場合に、お子さま又は母子等を安全な施設で養育・保護する事業です。

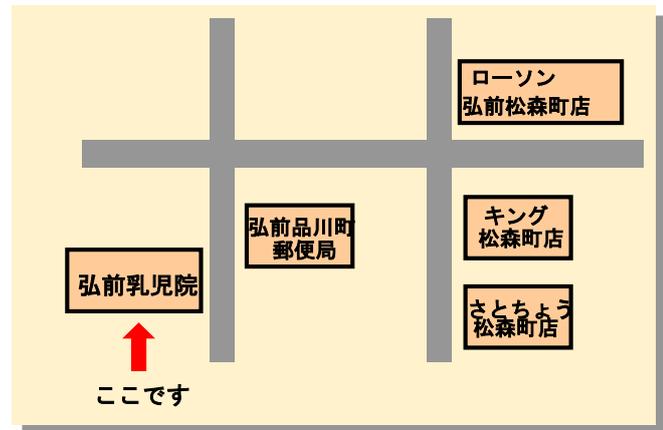
**対象者** 次に該当する平川市に住所を有する家庭の18歳未満の児童、その保護者

- 1 疾病により育児が困難な場合
- 2 育児疲れ、育児不安など身体上又は精神上的の事由
- 3 出産、看護、事故、災害、失踪などの家庭養育上の事由
- 4 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- 5 経済的問題等により緊急一時的な母子保護を必要とする場合

**利用期間** 7日以内

**利用施設** 1 弘前乳児院(弘前市大字品川町 152 番地)  
電話:0172-35-2155

2 各ショートステイ里親宅  
(保護者は利用できません。)



**利用料及び食費**

	利用料	食費	
		弘前乳児院	里親
児童1人につき/ 1日あたり	500円	無料 (朝食・昼食・夕食提供可能)	実費負担
保護者1人につき/ 1日あたり	500円	1食300円 (昼食・夕食のみ提供可能)	

- ※ 1日あたりとは0時から24時までの24時間です。
- ※ 上記のほか、利用期間中にやむを得ず要した医療費、移送費等については実費を負担していただきます。
- ※ 食費は施設へ直接お支払いください。

**持ち物**

- 申請時: 印鑑、利用料
- 入所時: 母子健康手帳、保険証(またはコピー)、着替えなど利用中に必要な物

※利用方法は裏面をご確認ください。

# ご相談からお支払いまでの流れ

子育て健康課での手続き

ご 相 談

- ・子育て健康課にご相談ください。
- ・夜間及び緊急を要する場合は、施設に直接連絡してください。

利用の申し込み  
(申請書記入)

- ・子育て健康課の窓口で申請書にご記入ください。
- ・夜間及び緊急を要する場合は、施設で申請書に記入してください。

利用料のお支払い

- ・申請時に利用日数に応じた利用料をお支払いください。(子育て健康課の窓口でお支払いください。)
- ・利用日数に変更が生じた場合や夜間及び緊急を要し、直接施設に利用申し込みした場合は後日、来所にてお支払いいただきます。

決定通知書を受け取る

- ・申請書の内容を確認及び審査後に、市から決定通知書が送られます。

利 用

- ・お子さまを預ける場合は施設までお送りください。

利用内容の変更

- ・利用日数などに変更がある時は、市に「利用変更申請書」を提出してください。
- ・緊急の場合は口頭で申し出てください。事後に申請書を記入していただきます。

子育て健康課での手続き

## 【利用できない場合】

- 1 施設の事情(施設の定員超過・病気の感染等)により受入が困難な場合
- 2 対象者が感染症を有し、他の入所者に感染させるおそれがある者
- 3 疾病等により医療機関へ入院して医療を受ける必要のある者



<お問合せ先> 平川市役所 子育て健康課 子育て世代包括支援係  
電話 44-1111(内線 1264) 直通 55-5370